

令和元年11月5日

日本象牙美術工芸組合連合会
会長 鶴見 剛

「象牙製品等のお取引確認書」について

日本象牙美術工芸組合連合会で作成している、「象牙製品等のお取引確認書」について、ご案内申し上げます。

現在、日本国内における象牙製品等の販売に関しては、2018年6月1日に改正された種の保存法に基づき、厳格に管理することにより、事業を行うことが認められております。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/main_01.html

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki.html>

しかし、一方で象牙製品等の海外への違法輸出が問題となっております。

以上の背景を受け、象牙を取り扱う事業者が、安心して象牙製品等の販売が行える仕組みを作ること、また、違法取引を排除し、厳格に管理された国内市場をつくり、その結果、ゾウの保全に貢献すること、以上を目的として、象牙組合独自の象牙製品等（全形を保持した象牙、カットピース、半製品、最終製品）の販売方針を作成いたしました。

本資料の2ページ目以降に説明や参考例を記載しております。多くの象牙を取り扱う事業者の皆様にご利用頂ければ幸いです。

また、当組合では印字した複写式のものを作成しております。ご利用頂けます事業者の方は、当組合までご連絡をお願い致します。なお、1部あたり、600円と別途送料がかかること、ご了承ください。

法例を厳格に順守することが、厳格に管理された象牙の国内市場を守ることにつながります。その結果、ゾウの保全やゾウと共存する地域住民に貢献すると信じておりますので、どうぞ、宜しくお願い致します。

日本象牙美術工芸組合連合会 事務局

FAX : 03-3841-2557

Mail : jjai ivory@jcom.home.ne.jp

象牙組合独自の象牙製品等の販売方針について

現在、日本国内における象牙製品等の販売に関しては、2018年6月1日に改正された種の保存法に基づき、厳格に管理することにより、事業を行うことが認められております。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/main_01.html

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki.html>

しかし、一方で象牙製品等の海外への違法輸出が問題となっております。

また、最近では、海外の友人に象牙製品を送りたいといった内容で、象牙を取り扱う事業者をターゲットとした違法取引を持ち掛ける事例も多発しております。中には、特定の人物が複数の事業者に対して同様の手口で違法取引を持ち掛ける事例があったとの報告もあります。

以上の背景を受け、象牙組合として、**象牙を取り扱う事業者が、安心して象牙製品等の販売が行える仕組みを作ること**、また、**違法取引を排除し、厳格に管理された国内市場をつくり、その結果、ゾウの保全に貢献すること**、以上を目的として、独自の象牙製品等（全形を保持した象牙、カットピース、半製品、最終製品）の販売方針を作成いたしました。

安心・安全に象牙製品等の販売をするために、是非ご利用下さい。

象牙製品等を販売する際には、

1. 海外に持ち出すことが出来ない旨の説明をします。
2. 販売する際には、上記の旨をご理解いただいたうえで、別紙の「象牙製品等のお取引確認書」に、各社の事業者情報を記載の上、複写にて、販売に関する詳細（取引日、個人・事業者の種別、品目、数量、重量、写真の有無）を事業者の方で記入した上で、お客様に、「上記の取引品目等の内容について確認をし・・・」の左側にあるチェックボックスにチェック（「レ」）をご記入頂きます。
必要に応じて、販売する象牙の写真の撮影をします（確認書を背景に入れるなど）。
事業者の場合に限り、事業者名称、事業者登録番号、電話番号をご記入頂きます。
3. ご記入頂いた控えをお客様にお渡しします。
※ 販売事業者の判断と責任において、必要に応じて、個人情報も提示を求めることも検討します（個人情報の取得は、個人情報保護法の範疇となります）。

なお、例外として条約適用前に取得した象牙および象牙製品は輸出入を行うことが可能な場合があります。詳細については、経済産業省より公開されている情報や担当部署にご確認ください。

お問合せ先：経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部野生動植物貿易審査

TEL : 03-3501-1723

以上

日本象牙美術工芸組合連合会

象牙製品等のお取引確認書

取引日 YYYY年 MM月 DD日

この度は象牙製品等のお買い上げをいただきまして、誠にありがとうございます。

当店は下記のとおり、『特別国際種事業者』として国に登録しており、お買い求めいただきましたものは、全て、適切に管理されております。

天然素材であり最高品質の象牙になります。安心してお使いください。

(注 意 : CAUTION)

象牙、タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。

The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.

象牙, 玳瑁甲等产品的海外搬运违背华盛顿公约及国内法规禁止出口。

상아, 대모갑 제품등의 반출은 CITES 협약 및 국내법에 의해서 인정하지 않습니다.

En principe, l'export des produits d'ivoires et des tortues imbriquées est interdit sous la loi de CITES et la loi du Japon.

個人 / 事業者

品名: ○○○○

数量: ○ 個

重量: ○ グラム

写真: あり / なし

上記の取引品目等の内容について確認をし、象牙製品等の海外への持ち出しをしないことを理解しました。

事業者名称

事業者登録番号

電話番号

参考例

特別国際種事業者

登録番号 : X-X-XX-XXXXX

氏名又は名称 : (株)○○○○

住 所 : 東京都○○区○○X-XX-XX

代表者の氏名 : 代表取締役 ○○○○

象牙製品等のお取引確認書

取引日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

この度は象牙製品等のお買い上げをいただきまして、誠にありがとうございます。

当店は下記のとおり、『特別国際種事業者』として国に登録しており、お買い求めいただきましたものは、全て、適切に管理されております。

天然素材であり最高品質の象牙になります。安心してお使いください。

(注 意 : CAUTION)

象牙、タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。

The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.

象牙, 玳瑁甲等产品的海外搬运违背华盛顿公约及国内法规禁止出口。

상아, 대모갑 제품등의 반출은 CITES 협약 및 국내법에 의해서 인정하지 않습니다.

En principe, l'export des produits d'ivoires et des tortues imbriquées est interdit sous la loi de CITES et la loi du Japon.

個人 / 事業者

品名: _____

数量: _____

重量: _____

写真: あり / なし _____

- 上記の取引品目等の内容について確認をし、象牙製品等の海外への持ち出しをしないことを理解しました。

事業者名称 _____

事業者登録番号 _____

電話番号 _____

特別国際種事業者

登録番号 :

氏名又は名称 :

住 所 :

代表者の氏名 :